



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客様サービスセンター
フリーダイヤル
0120-876-126

営業時間 9:00~17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き

運用期間中の積立金額の最高額は、
お電話いただくか、
「ご契約状況のお知らせ」で
ご確認できます！



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類を郵送します。

●ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート(年4回)

*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を
翌月下旬以降に郵送します。

●目標値到達による「定期の円貨建終身保険への移行」のお知らせ

*「目標値到達時定期の円貨建終身保険移行特約」を付加した方のみ、目標値到達時に郵送します。
*移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回郵送します。



基準価額、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約(支払
ごと円貨換算型)」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」などを
お読みください。

<しおり・約款用>



契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに効力が発生します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6685-6500(大代表)]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象ではありません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込み内容に間違いないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社
〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1
大崎ウイズタワー
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客様サービスセンター
0120-876-126
フリーダイヤル

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'20年4月版

(登)B19F0372(2020.1.29) F4935-04 '20年3月作成 ラ

安心メモリー

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(通貨指定型)

大切な資産だから…

- できれば、ふやしたい
- 一度ふえたら減らしたくない
- もちろん、満期時の保証も欲しい

START



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 株価、債券価格、為替の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット

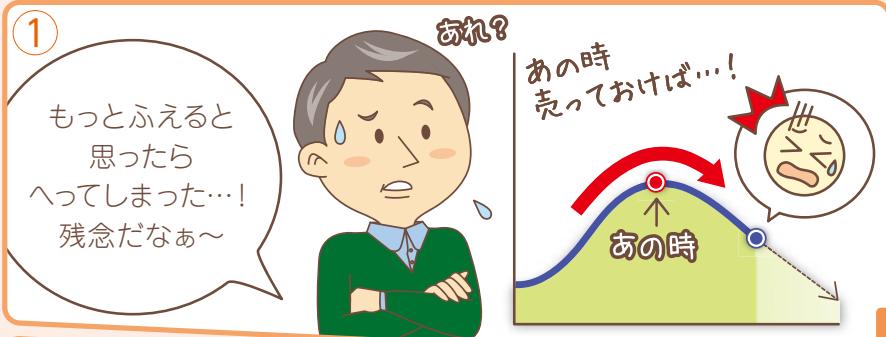
「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申込みください。

[引受保険会社]



“運用のお悩み”ってありますよね…。



さらに、こんなお客様にも…



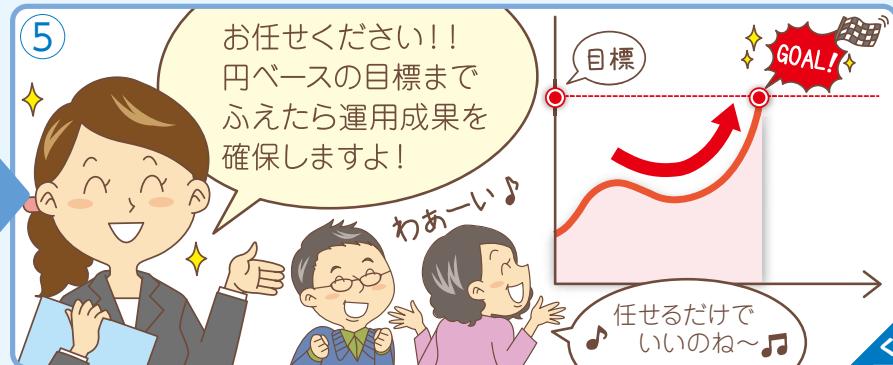
こんなしきみがあつたらどうですか？



商品パンフレット

くわしくは
P3・4へ

うれしいしきみがあります！



くわしくは
P5・6へ

「あの時はふえていたのに、へつってしまった…」 「あの時売らなければ、もっとふえた…」と後悔 したくない方へ

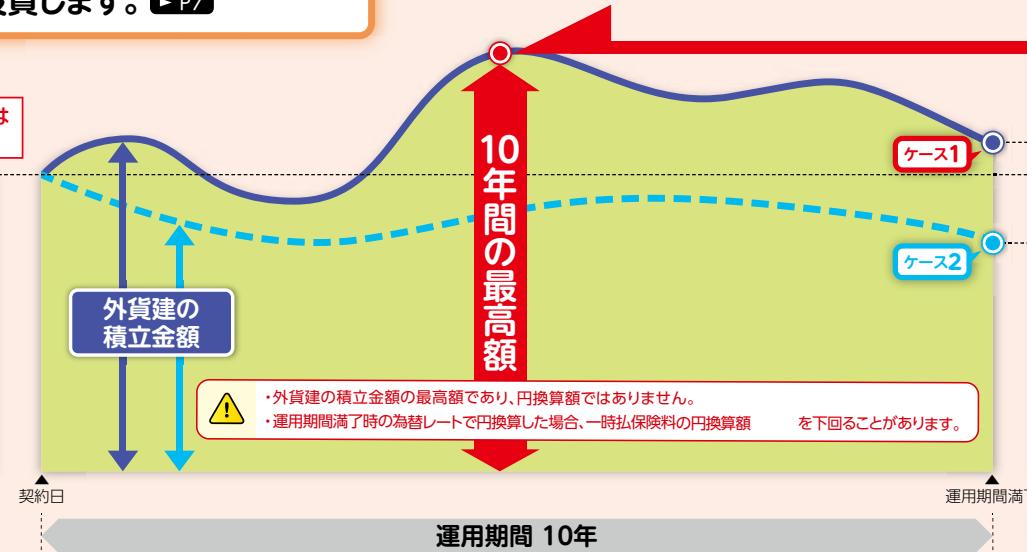
契約時

- 運用する通貨を
 米ドル建 豪ドル建 から選べます。
- 初期費用の負担はありません。
- 実質的に国内外の株式・債券などに分散投資します。▶P7

しくみ図(イメージ)

初期費用の負担はありません。

一時
払
保
険
金
額
(基本
保
険
金
額)



死亡給付金額について

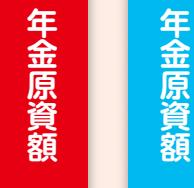
運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、それまでの積立金額の最高額(外貨建の積立金額の最高額であり、円換算額ではありません)を、死亡給付金としてお支払いします。▶P14

運用期間満了時

年金原資額は10年間を振り返って、最も高い積立金額(外貨建)となります。

⚠ 円建での保証はありません。

(ケース1)



運用期間満了時

一度もふえなくても、年金原資額は一時払保険料(外貨建)と同額になります。

⚠ 円建での保証はありません。

(ケース2)

ふえたら早く確保したい!
という方は
こちらをお聞きください。

OPEN

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額などを保証するものではありません。

*契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日未に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」の

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替の変動など

によって損失が生じるおそれがあります。▶P21~23

10年を待たずに、円ベースの目標値に到達したら

運用成果を早く確保したい方へ

*「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合

1 目標値の設定

円換算の目標値を設定します。

105% または

110% ~ 200%

(10%きざみ)

2 目標到達の判定

契約日から1年経過以
運用期間満了の2ヵ月前
目標到達状況を判定し

- 判定は **解約返還金額※の
円換算額**

※解約返還金額は、積立金額から解約控除を差し引

- 目標値は何度でも変更でき
(変更時は250%、300%)

後、
まで毎営業日、
ます。

で行います。

いて算出します。
ます。
も指定できます)

3 目標値に到達

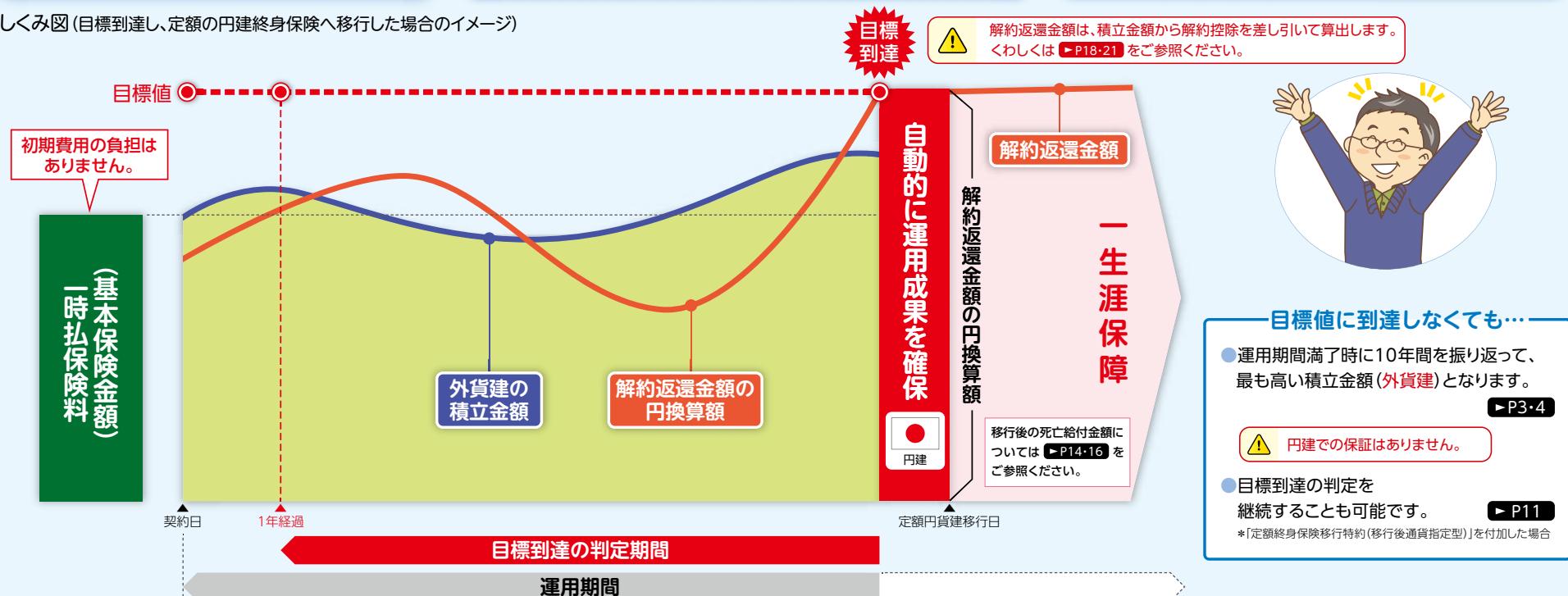
自動的に円貨で運用成果を確保し、
定額の円建終身保険に移行します。
(移行後にできること)

- 定額の円建終身保険としてそのまま保有
- 解約・減額して、解約返還金額(円貨)のお受取り
- 終身保険にかけて、年金でのお受取り ▶P15

*移行後、解約控除はかかりません。

! 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。
目標値に到達しなかった場合の運用期間は10年です。

しきみ図(目標到達し、定額の円建終身保険へ移行した場合のイメージ)



*上記しきみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額などを保証するものではありません。

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替の変動
- 目標到達後は、定額の円建終身保険に移行するため、積立金額の最高額の保証(▶P3・4)は

などによって損失が生じるおそれがあります。▶P21~23
適用されません。

運用のしくみ

● 実質的に国内外の株式・債券などに分散投資します。

株式

日本を含む先進国・地域

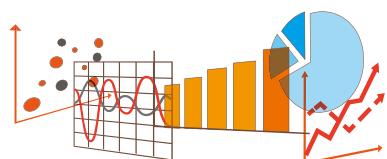
債券

日本を含む先進国

毎月 一定のルールで自動的に資産配分を見直します

ルール(1)

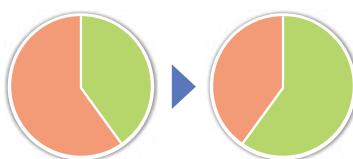
- さまざまな市場環境の変化に対応できるよう資産配分を見直します。



資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ルール(2)

- 過去の資産の値動きから、値上がりが予測される資産の配分をふやします。

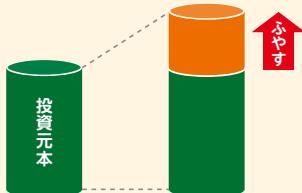


毎日 運用総額を増減させます



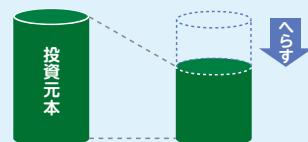
(イメージ)

市場環境が良好と考えられる場合は、運用総額をふやして、より大きな収益の確保をめざします。



収益および損失を最大で約1.8倍にする運用をします

市場環境が思わしくない場合は、運用総額をへらして、下落リスクを抑えます。



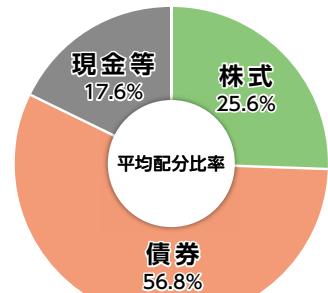
*へらした分は現金等に配分します。

参考

各資産のシミュレーション(米ドル建の場合)

1995年2月1日から2019年11月末まで運用したと仮定

〈配分比率〉



① 2008年12月末の配分比率



② 2013年1月末の配分比率

8.7%

43.8%

47.5%

46.6%

53.4%

株式

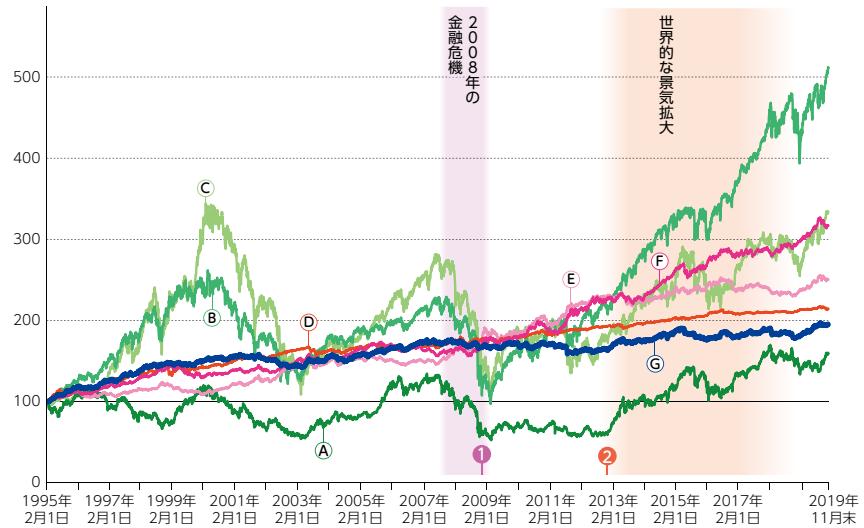
現金等

債券

〈各対象資産と当特別勘定の価格の推移〉

(A) 国内株式 (B) 米国株式 (C) 欧州株式 (D) 国内債券 (E) 米国債券 (F) ドイツ債券 (G) 当特別勘定

1995年2月1日を100として算出



*当特別勘定以外の各対象資産はあくまで一例であり、現地通貨建での推移を示しています。

*当特別勘定の価格は、保険契約関係費・資産運用関係費控除後です。



上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

運用シミュレーション



○下記のシミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、**実際の運用**
○保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前を前提として

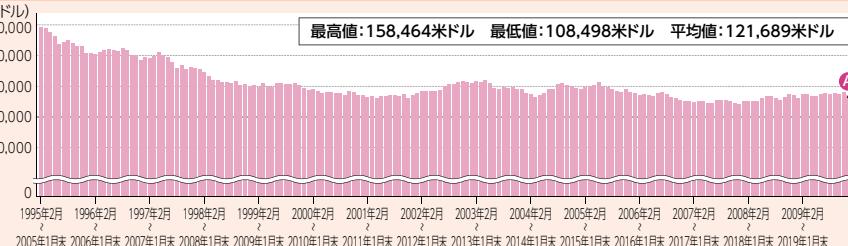
成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。
います。なお、資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2019年11月末時点の税率(一律10%)で計算しています。



P3・4のシミュレーション 運用期間満了時の年金原資額

<一時払保険料100,000米ドルの場合>

外貨建の年金原資額シミュレーション(1995年2月から2009年12月の各月初に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した)



○年金原資額ごとのケース数

150,000米ドル以上	140,000米ドル以上	130,000米ドル以上	120,000米ドル以上	110,000米ドル以上
4/179ケース	23/179ケース	36/179ケース	73/179ケース	171/179ケース

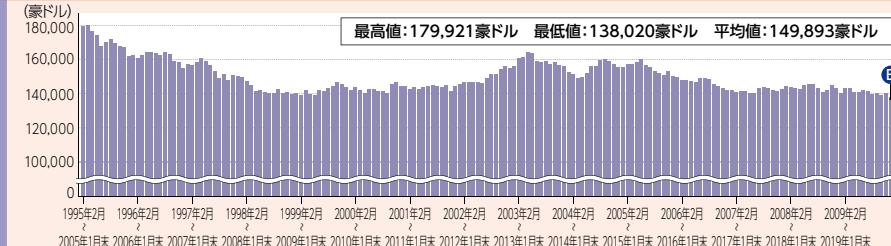
外貨建の積立金額の推移と年金原資額シミュレーション(2009年12月から2019年11月末の10年間運用したと仮定した)



円建での保証はありません。

<一時払保険料100,000豪ドルの場合>

179ケースを集計



○年金原資額ごとのケース数

150,000豪ドル以上	140,000豪ドル以上	130,000豪ドル以上	120,000豪ドル以上	110,000豪ドル以上
71/179ケース	168/179ケース	179/179ケース	179/179ケース	179/179ケース

外貨建の積立金額の推移と年金原資額シミュレーション(2009年12月から2019年11月末の10年間運用したと仮定した)

1ケース



P5・6のシミュレーション 円換算の目標値を設定した場合

解約返還金額の円換算額の目標到達ケース数および到達までの経過年数シミュレーション(1995年2月から)

2009年12月の各月初に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した179ケースを集計)

1年以上2年未満

2年以上3年未満

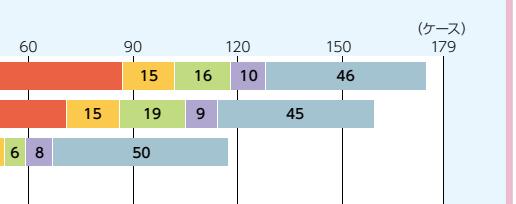
3年以上

4年未満

4年以上5年未満

5年以上10年未満

目標値	到達ケース (179ケース)	うち 5年未満
105%	174	128
110%	159	114
120%	117	67
150%	22	20



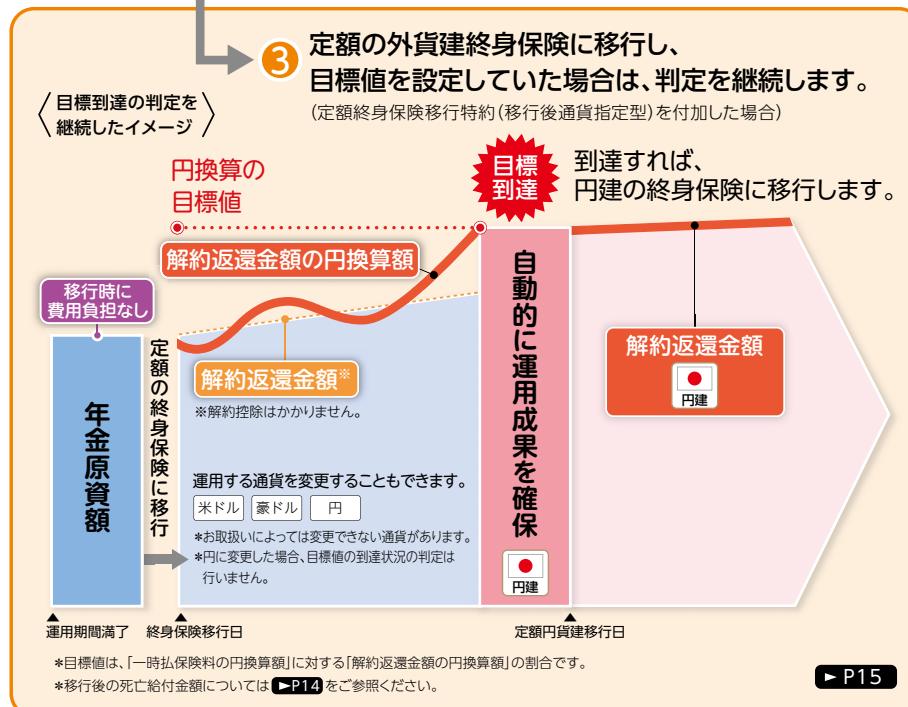
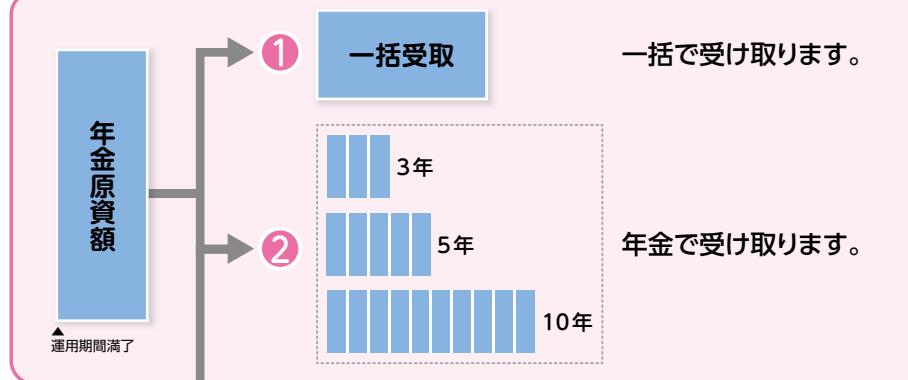
目標値	到達ケース (179ケース)	うち 5年未満
105%	179	150
110%	179	141
120%	179	133
150%	156	77

本データは、P7のルール(1)と(2)を全期間適用しています。ルール(1)は2013年、ルール(2)は2017年に、それ以前の市場環境を考慮得られない可能性があります。

して決定しています。なお、このルールは過去のマーケット数値にもとづいて作成したものであり、将来の運用成果はシミュレーションと同様の効果が

年金原資額をもとに、つぎの①・②・③のいずれかを選べます。
(目標値を設定し、目標到達せずに運用期間満了を迎えた場合も同じです)

【ご留意事項】①・③は、ご契約時には選択できません。運用期間満了時の2ヵ月前を目処に届くお知らせによりお選びいただけます。
 なお、下記のお取扱いは、運用期間満了時までにお手続きください。



*①・②・③のほかに、運用期間満了時に年金支払開始日を繰り延べることも選べます。▶P19

1 この商品は預金ではありません。

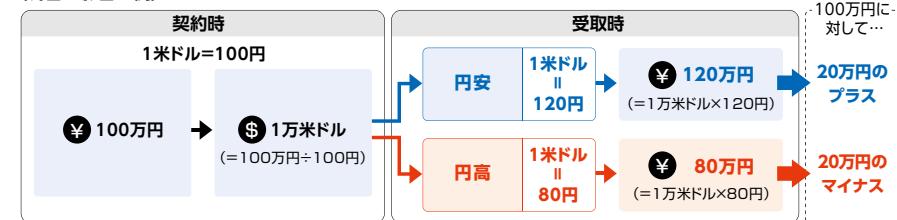
この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
 預金とは異なり、また、**元本割れ**することがあります。



2 “円ベース”での保証はありません。

この商品は外貨建のため、死亡給付金額や運用期間満了時の年金原資額は、**円ベースで元本割れ**することがあります。

〈為替の影響の例〉



3 運用期間中に解約・減額した場合、解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。

*上記②為替リスクの影響により、解約返還金額の円換算額は一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。

〈投資リスク（積立金額の増減）イメージ〉



〈解約返還金額の例〉 指定通貨：米ドル、一時払保険料：100,000米ドル

経過年数	特別勘定の運用実績(年率)			
	-2.5%で推移	+2.5%で推移	積立金額(米ドル)	解約返還金額(米ドル)
1年	97,500	91,500	102,500	96,500
3年	92,685	87,885	107,689	102,889
5年	88,109	84,509	113,140	109,540
10年	77,632	77,032	128,008	127,408

*特別勘定の運用実績が一定のまま推移したと仮定して計算したものであり、保険契約関係費と資産運用関係費を控除した後の数値(年率)を表示しています。

*解約控除率は、経過年数(1年末満)6.0%から(9年以上10年末満)0.6%まで1年ごとに低下していきます。

*上表に記載の積立金額および解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日末に解約した場合の金額で、小数点以下を切り捨てにより表示しています。

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

契約概要

- この保険の正式名称は、「年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(通貨指定型)」です。
- このページ以降は、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	このページ以降での表記
運用実績連動保証金額	受取保証額

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウイズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、受取保証額*に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの、保険料一時払方式の外貨建の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用します。
- ※年金原資額および死亡給付金額が外貨建で保証される金額をいい、運用期間中(死亡した場合は死亡した日末まで)の積立金額の最高額となります。ただし、年金原資額として受取保証額が適用されるのは、運用期間満了時のみです。
- 通貨の種類は、米ドルまたは豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。
- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。
- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の付加により、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して定額の円建終身保険に移行します。
- 商品のしくみ図(イメージ)については ▶P3~6 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P21~23

4 保障内容について

年金

- 年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類	年金受取開始年齢*
確定年金 	年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。 この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。
一括受取 (年金原資額の一時支払) 	年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

*年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定期率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

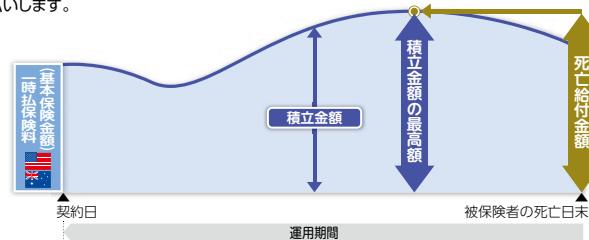
*年金原資額、年金受取期間、年金支払開始日の市場環境などの状況によっては、年金額が3,000米ドル、3,000豪ドルに満たない場合があります。その場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。

*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末の受取保証額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

(イメージ)



- 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰り延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰り延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰り延べについて、くわしくは ▶P19 をご参照ください。

- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、定額の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。▶P15・16

保険期間	死亡給付金額
移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

*移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

- ・年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。
- ・外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがあります。
- ・外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客様の負担となります。

5 付加できる特約について

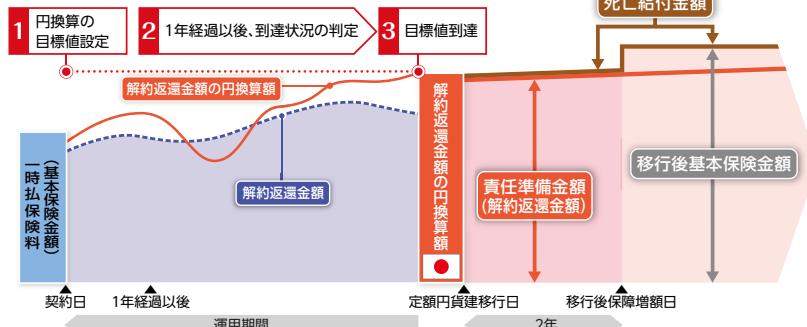
■くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

*運用期間中の解約返還金額は、積立金額から解約控除を差し引いて算出します。

目標値到達時 定額円貨建 終身保険 移行特約	<ul style="list-style-type: none"> 運用期間満了日の2ヵ月前まで付加できます。 目標値に到達せずに運用期間が満了した場合でも、定額の外貨建終身保険に移行（「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加）することで、目標到達の判定を継続します。 「一時払保険料の円換算額（判定基準金額）」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、定額の円建終身保険に移行します。 移行後の死亡給付金額については P14 をご参照ください。
定額終身保険 移行特約 (移行後 通貨指定型)	<ul style="list-style-type: none"> 運用期間満了時に付加でき、年金原資額をもとに定額の終身保険に移行できます。 契約日から起算して1年経過以後、運用期間満了日の2ヵ月前まで付加することもでき、この場合、特約申込末日の解約返還金額をもとに定額の終身保険に移行します。 移行後の指定通貨を変更することができます。円貨も指定できますが、目標値を設定していた場合、以後の到達状況の判定は行いません（上記特約は消滅します）。 移行後の死亡給付金額については P14 をご参照ください。 移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります（解約控除はかかりません）。
年金支払 移行特約	<ul style="list-style-type: none"> 上記2つの特約のいずれかを付加し、定額の終身保険に移行後、付加できます（被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限ります）。 特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
運用期間中 年金支払 移行特約	<ul style="list-style-type: none"> 契約日から起算して1年以上経過している場合で、運用期間中に限り付加できます。 特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
年金の 円貨支払特約 (支払ごと 円貨換算型)	<ul style="list-style-type: none"> 年金を円貨で受け取ることができます。 この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。 円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日ににおける第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。
円貨支払特約	<ul style="list-style-type: none"> 死亡給付金、解約返還などを円貨で受け取ることができます。 死亡給付金、解約返還などの請求の際に付加できます。 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
保険料 円貨入金特約	<ul style="list-style-type: none"> 保険料を円貨でお払いいただけます。 指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 <p>*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。</p>
保険料 外貨入金特約	<ul style="list-style-type: none"> 保険料を指定通貨と異なる外貨でお払いいただけます。 指定通貨への換算に適用する為替レート（クロスレート）は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 <p>*着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。</p>
死亡給付金等の 年金払特約	<ul style="list-style-type: none"> 死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回の5回きざみ）から選択できます。

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。

<イメージ>



*責任準備金とは、将来の死亡給付金をお支払いするために、積み立てたものです。

*下記に記載のTTM(対顧客電信販買相場仲値)は、三菱UFJ銀行が公表する値となります。

1 円換算の目標値設定

105%または110~200%(10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標値
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値
外貨(指定通貨)	一時払保険料の円換算額 × 目標値 ↑ 一時払保険料(指定通貨) × 判定基準為替レート※1(TTM+50銭)
指定通貨以外の外貨 (「保険料外貨入金特約」を付加)	外貨払込金額の円換算額 × 目標値 ↑ 指定通貨以外の外貨払込金額 × 判定基準為替レート※1(TTM+50銭)

*1 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。

■「円換算の目標金額」が9億円相当額を超える設定、変更はできません。

* 市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

2 到達状況の判定

解約返還金額の円換算額が、上記 1 「円換算の目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間		解約返還金額の円換算額
契約当初	契約日から1年経過以後※2より運用期間満了日の2ヵ月前まで	解約返還金額(指定通貨) ×目標値判定為替レート (TTM-50銭)
定額の外貨建終身保険に移行後	終身保険移行日から終身	

* 運用期間中の解約返還金額は、積立金額から解約控除を差し引いて算出します。

*2 この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日となります。

■目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。上方目標に変更する場合、250%、300%も指定できます。また、下方目標への変更もお取り扱いします。

3 目標値到達

運用成果を円貨で確定し、自動的に定額の円建終身保険に移行します。

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、定額の円建終身保険に移行します。
- 移行後基本保険金額は、到達判定日末における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など(予定期率、予定期死率など)に基づいて算出します。
- 定額円貨建移行日以後の死亡給付金額については **P14** をご参照ください。
- 移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります（解約控除はかかりません）。

6 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料 もしくは 各払込金額)	最低	指定通貨で入金する場合	米ドル 10,000米ドル	豪ドル 10,000豪ドル	
		「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円 100万円		
		「保険料外貨入金特約」を付加する場合	払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 10,000米ドル	払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 10,000豪ドル	
* 保険料の払込単位は、円:1万円、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル。					
最高 9億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通常して9億円相当額を超えることはできません。					
運用期間	10年				
契約年齢	0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)				
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定				
死亡給付金受取人 後継年金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定 *上記の該当者がいない、あるいはご高齢であるなど合理的な理由がある場合は、4～6親等の血族を指定することも可能です。 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。				
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。				
年金支払開始日の変更	・年金支払開始日の繰延べを取り扱います。 ・「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。▶P15				
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。				
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。				
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。			
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル・10,000豪ドル以上あることが必要です。 なお、残存部分は継続します。			
契約者貸付	取り扱いません。				

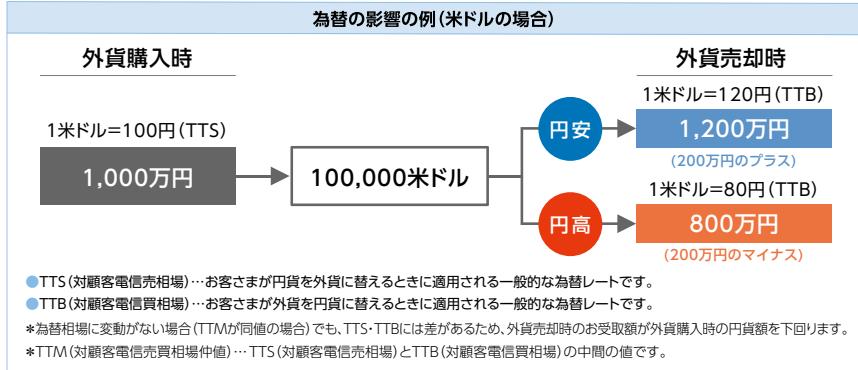
7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 為替リスクについて

■くわしくは ▶P23 をご参照ください。

■この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。

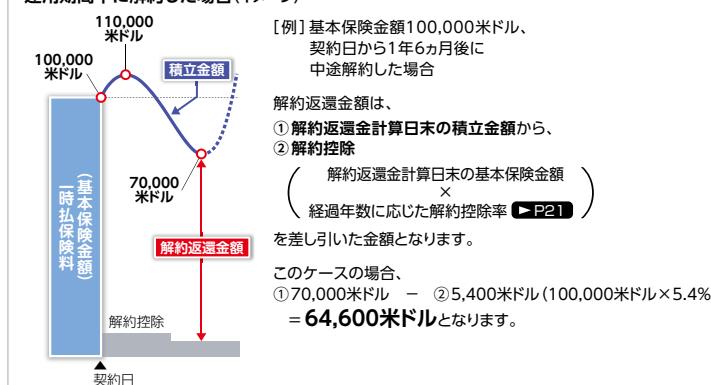


9 解約返還金額について (解約する場合や、目標値に到達して定額の円建終身保険に移行する場合など)

■解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動(増減)します。

■解約返還金額は、解約返還金計算日末の積立金額から、経過年数に応じた解約控除の額を差し引いた金額となります。

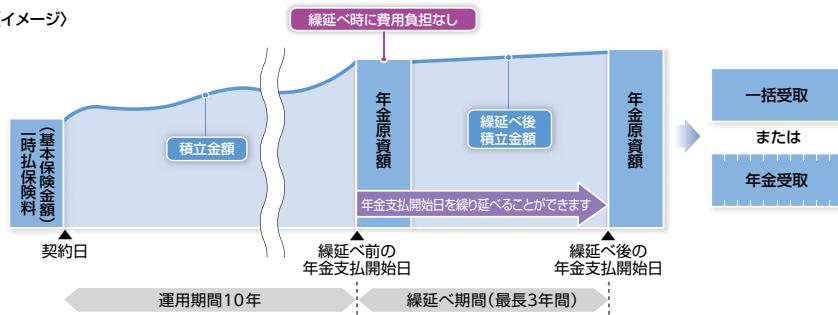
運用期間中に解約した場合(イメージ)



10 年金支払開始日の繰延べについて

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長3年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日末における受取保証額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されます。
- 繰延べ期間では、ご契約を解約して繰延べ後積立金額をお受取りできます(解約控除はかかりません)。
- 「目標値到達時定期金貯蓄終身保険移行特約」を付加して目標値に到達せず、年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。

〈イメージ〉



11 特別勘定の概要とその投資リスクについて

- 以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

指定通貨	米ドル	豪ドル
特別勘定の名称	グローバルアセット2017型(米ドル)	グローバルアセット2017型(豪ドル)
主な投資対象となる投資信託の名称	Oneグローバル・アセット・アロケーション・ファンド 2VA(適格機関投資家限定)	Oneグローバル・アセット・アロケーション・ファンド VA(適格機関投資家限定)
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社	
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、年率0.11%(税込)の1/365を毎日控除します。 ▶ P21	
投資方針	日本を含む先進国・地域の株式、日本を含む先進国の債券などを実質的な投資対象とする投資信託(参照指数連動債券に投資を行うことにより、参照指数※の動きに連動する投資効果をめざします)に投資し、特別勘定資産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。 ※特別勘定が実質的に投資を行う株式や債券などのすべての資産価格を指数にしたものです。	

■各資産クラスの詳細については、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

資産クラス	対象資産	実質的な運用内容
日本を含む先進国・地域の株式	国内株式	TOPIX先物
	米国株式	S&P500種指数先物
	欧州株式	ユーロ・ストックス50指数先物
	英国株式	FTSE100指数先物
	カナダ株式	S&Pトロント60指数先物
	豪州株式	ASX/SPI200指数先物
	スイス株式	SMI指数先物
	スウェーデン株式	OMXS30指数先物
	香港株式	ハンセン株価指数先物
日本を含む先進国の債券	国内債券	日本国債先物
	米国債券	米国国債先物
	ドイツ債券	ドイツ国債先物
	英国債券	英國国債先物
	カナダ債券	カナダ国債先物
	豪州債券	豪州国債先物
短期金融資産(現金)等		

*法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加・削除される場合があります。

■主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

■特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

12 お客様に負担していただく費用について

- くわしくは ▶ P21・22 をご参照ください。

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 お客様に負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

運用期間中

項目	費用	時期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	左記の年率の1/365を 積立金から毎日控除します。
資産運用関係費* 運用にかかる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 0.11% (税込)	左記の年率の1/365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

*上記の信託報酬のほか、投資信託にかかる諸費用等として、参照指数連動債券が投資対象とする金融派生商品の取引にかかる費用、監査費用、信託事務の諸費用および消費税等を間接的にご負担いただきます。記載の資産運用関係費は2020年2月現在の数値であり、将来変更される場合があります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

●参考指標連動債券が投資対象とする金融派生商品の取引にかかる費用

- (1) 参照指標の助言報酬、指数の組成・維持およびレバレッジ取引等にかかる費用
参照指標の算出に際し、年率 **0.888%** を差し引きます。
- (2) 参照指標に組み入れる株式、債券等の配分比率を変更する際に必要となる取引費用等(実質的に有価証券等を保有・売買することに伴う費用)
運用状況により変動するものであり、費用発生前に金額や割合を確定することが困難なため、事前に表示することができません。

●監査費用、信託事務の諸費用

費用発生前に金額や割合を確定することが困難なため、事前に表示することができません。

特定のご契約者に負担していただく費用

特別勘定による運用期間中にご契約を解約・減額する場合や、定額の終身保険に移行する場合(運用期間満了時に移行する場合を除きます)などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除 ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた解約控除率を 乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

解約控除率

経過年数	1年未満 2年未満	1年以上 3年未満	2年以上 4年未満	3年以上 5年未満	4年以上 6年未満	5年以上 7年未満	6年以上 8年未満	7年以上 9年未満	8年以上 10年未満	9年以上
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

*定額の終身保険への移行後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

▶ 次ページへ

年金受取期間中

項目	費用
保険契約関係費 (年金管理費)*1 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 0.4% (円貨で年金を受け取る場合は 最大0.35%)*2

*1 年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2020年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、死亡給付金等の年金払特約、「運用期間中年金支払移行特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

*2 「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」を付加した場合は、**0.4%**となります。

定額の終身保険への移行後

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払いいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM +50銭
「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」における為替レート	TTM -50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM -50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM -50銭
「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して指定通貨を円貨に 変更する場合の為替レート	TTM -50銭

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払いいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート) (払込通貨のTTM-25銭) ÷ (指定通貨のTTM+25銭)
--

③「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して指定通貨を別の外貨に変更する場合

「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」の為替レート(クロスレート) (変更前の指定通貨のTTM-25銭) ÷ (変更後の指定通貨のTTM+25銭)

*TTMは、三菱UFJ銀行が公表する値となります。

*上記の為替レートは、2020年2月現在の数値であり、将来変更することができます。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払いいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客様の負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

⚠ この保険のリスクは以下のとおりです

投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- この保険は、日本を含む先進国・地域の株式、日本を含む先進国の債券などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

運用期間中に解約・減額などをする場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。年金原資額として一時払保険料相当額または受取保証額が適用されるのは、運用期間満了時のみとなります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

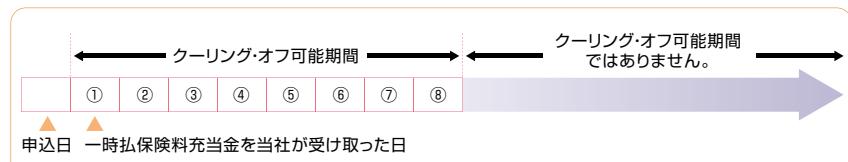
為替相場に変動がない場合でも、為替手数料が反映された為替レートには差があるため、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回るおそれがあります。

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



■お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-XXXX-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	○,○○○,○○○ (米ドル・豪ドル・円)
ご本人名義の返金口座※4	○○銀行○○支店 預金種類1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

※4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

■したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※5	円貨※6
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※8

※5 「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。

※6 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。
※7 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

※8 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※9 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは元本割れことがあります。

①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料

③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)

*「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

4 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
- *申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。**
- 第一フロンティア生命は、**第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します**(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

6 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき**など)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたとき**や、**死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき**など)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しなった場合

7 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。
①特別勘定の運用実績 ②解約控除 ③円貨に換算した金額は解約時の為替レート
- 解約返還金額の計算方法などくわしくは**■P18**をご参照ください。

8 目標到達の判定は、「積立金額の円換算額」ではなく「解約返還金額の円換算額」で行います (「目標値到達時定期金貨建終身保険移行特約」を付加した場合)

9 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは**■P23**をご参照ください。
- この保険にかかる為替リスクは、ご契約者または年金・給付金などの受取人に帰属します。

10 給付金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかるわざ、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

13 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することができます

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することができます。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヶ月前までに、ご契約者にその旨をお知らせします。

14 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行なうことがあります。
- この場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にてお知らせします。
また、お手続きの停止、延期および取消しに該当するご契約者には、個別に通知します。
- くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

15 この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
お問い合わせ先については、第一フロンティア生命お客さまサービスセンター(0120-876-126)までお照会ください。
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

16 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客様からのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

17 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客様からのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客様サービスセンター **0120-876-126** 営業時間 9:00~17:00
フリーダイヤル (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

18 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2020年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*2037年12月31までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

外貨建の保険契約のお取扱い

- 外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。
 - *「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額となります。
 - *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
 - *「円貨支払特約」を付加した場合などで、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払した金額に基づき課税されます。

項目	円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料	保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合	TTM (円換算日最終の対顧客電信買相場仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税となる場合	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合	TTM (円換算日最終の対顧客電信買相場仲値)
年金原資額の一時支払	年金支払開始日	TTM (円換算日最終の対顧客電信買相場仲値)
(特約)年金	(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信買相場仲値)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

■一時払保険料を外貨預金などのお手持ちの外貨でお払い込みいただく場合の保険料の円換算に際しては、外貨預金などの預入などを通じて外貨に交換した時点の為替レートではなく、保険料領収日のTTM(対顧客電信売買相場仲値)により取り扱われますのでご注意ください。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。
介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。
- *契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者は本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。

運用期間中および定額の終身保険への移行後

- 解約・減額時の差益に対する課税

●運用期間中

契約日から5年内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

●定額の終身保険への移行後

所得税(一時所得※1)+住民税の対象となります。

死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者と被保険者が同一人	A	B	
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一時支払)時の課税

所得税(一時所得※1)+住民税の対象となります。

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

*1 一時所得の課税対象

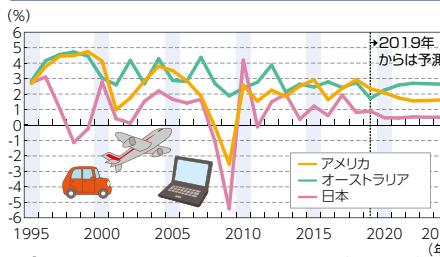
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{課税対象額} = \left(\frac{\text{収入}}{\text{受取額}} - \frac{\text{必要経費}}{\text{(払込保険料)}} - \frac{\text{特別控除}}{(50万円)} \right) \times \frac{1}{2}$$

*2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

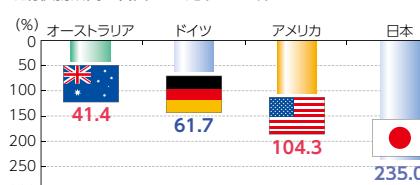
アメリカ・オーストラリアの魅力

日本より高い経済成長率(日本との比較)



比較的良好な財政状況

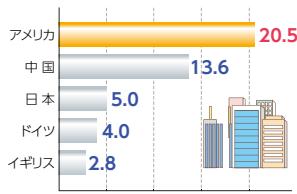
政府債務残高の各國GDP比(2018年)



アメリカ(米ドル)

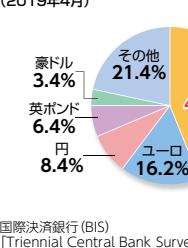
世界一の経済大国

名目GDP(2018年)



世界の基軸通貨

外国為替市場に占める取引高比率(2019年4月)



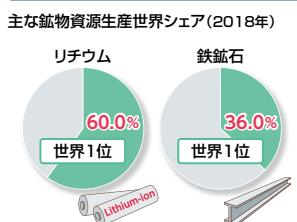
今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)



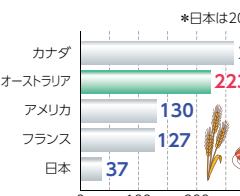
オーストラリア(豪ドル)

豊富な天然資源



高い食料自給率

食料自給率(カロリーベース)(2013年)



今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)



為替レートの推移(2000年1月～2019年11月末)



外貨運用における分散投資の効果

「卵は1つのカゴに入れるな」 運用の鉄則は資産を分散することです。

〈卵を1つのカゴに入れる…〉
落としたら多く割れます。

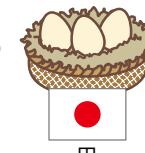


〈3つのカゴに分ければ…〉
1つ落としても残りは無事です。



同じように資産を別々の「通貨のカゴ」に分けてみると…

(通貨を分けて持つ例)



円だけでなく、外貨建資産を持つことで、分散投資の効果が期待できます。